

環境省同時発表

平成23年5月2日

ストックホルム条約第5回締約国会議（COP5）の結果について

平成23年4月25日から29日までジュネーブ（スイス）において、ストックホルム条約（POPs条約）の第5回締約国会議（COP5）が開催され、新たに1種類の物質が同条約の附属書に追加されることが決定されました。この物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うことになります。また、条約の有効性の評価、遵守手続き、化学物質・廃棄物関連3条約の連携強化などについての議論が行われました。

1. 第5回締約国会議の概要

（1）開催地・会議期間

開催地：ジュネーブ（スイス）

会議期間：平成23年4月25日（月）～29日（金）

（2）主な議題

- 条約への新規POPs物質の追加（エンドスルファン）
- 廃棄物等からの放出を削減し又は廃絶するための措置
- 有効性の評価
- 遵守手続き
- 化学物質・廃棄物関連3条約の協力及び連携の強化（シナジー）
- 2012～2013年事務局予算の採択

（3）出席者

会議の議長はカレル・ブラハ氏（チェコ）が務め、我が国からは、外務省、経済産業省及び環境省の担当官が出席しました。

2. 会議の成果

会議では、各国からの意見を受けて、議長の指示により、[1] 新規POPs物質、[2] 技術援助・資金源、[3] シナジー、[4] 予算の4分野で作業グループ（コンタクト・グループ）が設置され、個別のテーマに沿って集中的な議論が行われました。

会議の主な成果としては、次のとおりです。

(1) 条約への新規 POPS 物質の追加

第6回残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC6）における検討結果を踏まえ、今次締約国会議に対して附属書A（廃絶）への追加の勧告が行われた1物質群について、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。この物質については、今後、条約の下で、国際的に協調して、その製造・使用等を廃絶することになります。

この決定により改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報が到着してから1年後になります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）や輸出/輸入貿易管理令等により、原則、これら物質の製造・使用等を禁止するための所要の措置を講ずることになります。なお、我が国においては、エンドスルファンを有効成分とする農薬について、農薬取締法における登録が平成22年9月に既に失効しています。

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
エンドスルファン	農薬	・ 製造・使用等の禁止 (個別の適用を除外する規定あり) -

(注意) 上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、

下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。

POPs条約ホームページ（英語）：<http://www.pops.int/>

(2) 廃棄物等からの放出を削減し又は廃絶するための措置

POPRC6から今次締約国会議に対し、廃棄過程からのブロモジフェニルエーテルの廃絶並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）との塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOSF）のリスク削減に関する勧告が行われるとともに、勧告の実施に向けて求められる具体的な活動について作業プログラムが作成されました。

(3) 有効性の評価

今後の有効性の評価手法を検討するためにCOP4で設置された作業部会から、有効性の評価の主体である有効性評価委員会の設置やCOP8（平成29年）までの有効性の評価の実施などについての報告が提出されました。検討の結果、COP6（平成25年）に向け、有効性の評価の枠組みに関する

る情報を条約事務局が収集するとともに、各国が意見を提出することが決定されました。我が国としては、引き続き、環境モニタリングデータの提供等を通じた貢献を行っていくこととしています。

(4) 遵守手続き

条約の遵守の手続きについては、COP2以来、継続課題とされており、条約が有効に機能するためには遵守のメカニズムが早期に活動を開始することが不可欠であることから、我が国は遵守に係る議論に積極的に参加しました。その結果、今後も議論を深めていく必要性があることが、参加国の間で確認されました。

(5) 化学物質・廃棄物関連3条約の協力及び連携の強化（シナジー）

ロッテルダム条約事務局及びバーゼル条約事務局とPOPs条約事務局との間での活動の連携を強化する方策について検討されました。

(6) 2012～2013年事務局予算の採択

2012～2013年の事務局予算が決定されました。

【参考】残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）とは

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

対象物質については、POPsの検討委員会（POPRC）において議論されたのち、締約国会議（COP）において決定されます。

締約国会議で決定後、日本など条約を締結している加盟国は、対象となった物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の所法令で製造、使用等を規制することになっています。

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

POPs条約ホームページ（英語）

<http://www.pops.int/>

POPs条約の加盟国（英語）<Ratificationの欄に日付の記載がある国>

<http://chm.pop.int/Countries/StatusofRatification/tabid/252/language/en-US/Default.aspx>

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課長 河本 光明

担当者：濱口、青柳

電話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）